

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	漏えい検出系原子炉建屋地下2階オールドレンサンプ付近の監視カメラにおいて、映像不良(映らない)が認められたため、当該監視カメラを点検。	D	
2	1号機	主復水器連続洗浄装置貝分離装置(C1)において、同装置入口弁用リミットスイッチの不良(全閉時、中間位置の信号)により、停止する事象が認められたため、当該弁リミットスイッチを調整。	D	
3	1号機	循環水配管外面電気防食装置(No.16)において、電位異常(通常より高い)が認められたため、当該装置の電位を調整。	D	
4	1号機	消火系圧力調整用消火ポンプ(B)運転時、系統圧力の低下事象が認められたため、原因を調査後、対応検討。	D	
5	2号機	補機冷却海水ポンプ(C)用電動機において、上部給油槽に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
6	2号機	主復水器連続洗浄装置貝・ボール分離装置(C)ベント弁の開操作時、制御電源用ヒューズ切れが発生したため、原因を調査。	D	
7	3号機	循環水系海水スチームサンプ漏えい水液位検出スイッチ点検時、動作値に管理値外れが認められたため、当該液位スイッチを交換。	D	
8	4号機	主復水器(A1)水室出口圧力計において、他の水室出口圧力指示値に比べ高目指示が認められたため、当該計器を点検。	D	
9	4号機	主復水器(B1)水室出口圧力計において、他の水室出口圧力指示値に比べ高目指示が認められたため、当該計器を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802